

船岡町埋蔵文化財発掘調査報告書

鳥取県・船岡町

SINBENOSYOUGUTISIMOBUN

新部庄口下分遺跡試掘調査報告書

2004・3

船岡町教育委員会

序 文

このたび、船岡町大字船岡字新部庄口下分地内に、墓地造成事業が計画されたので、早急に調査を実施し、工事計画との調整を図る必要が生じたため、試掘調査を実施することとなりました。

この付近は、丸山遺跡、下荒神古墳、神明古墳と隣接しており、埋蔵文化財の包含が予想されるため、鳥取県埋蔵文化財センターの指導を受けて、平成15年7月15日より調査を実施しました。

夏の暑い時期での作業となりましたが、作業に当たっていただいた方々の積極的な協力もあって、予定どおり実施することができ、本書に記載のような結果を得て無事終了いたしました。

今回の調査にあたり、発掘作業に従事していただいた方々をはじめ、ご指導いただいた、鳥取県教育委員会文化課並びに鳥取県埋蔵文化財センターの職員の皆さんに対し、深く感謝の意を表するものです。

平成16年3月

船岡町教育委員会

教育長 西 村 捷 義

例言

- 1) 本報告書は、平成 15 年度補助事業に係る船岡町教育委員会が実施した、新部庄口下分遺跡試掘調査報告書である。
- 2) 遺跡の所在地は、鳥取県八頭郡船岡町大字船岡に所在する。
- 3) 調査期間は平成 15 年 7 月 16 日から 8 月 1 日まで現地調査を実施し、以後、平成 16 年 3 月末まで屋内で整理作業・報告書作成を行った。
- 4) 本書で使用した方位は真北を示し、遺跡の位置については国土座標第 V 系を使用した。
- 5) 本書では、T：トレンチ SBS：新部庄口下分 KSK：近世墓 の略号を使用した。
- 6) 本書に関する資料の全ては、船岡町教育委員会が保管・管理・活用する。

調査関係者

- 1) 事業主体 鳥取県
- 2) 調査主体 船岡町教育委員会
- 3) 調査団長 西村捷義（船岡町教育委員会教育長）
- 4) 事務局 歳岡誠司（船岡町教育委員会課長補佐）
- 5) 調査員 松下利秀
- 6) 作業協力 谷本すみ子
田村紀子
堀江良子
山本まゆみ
山本よしこ

目 次

本文 目 次

第Ⅰ章 調査の概要	1
第Ⅱ章 小結として	8
第Ⅲ章 写真図版	11

挿 図 目 次

挿図-1 トレンチ分布図	1
挿図-2 船岡町内遺跡分布図	2
挿図-3 第1トレンチ実測図	4
挿図-4 第2トレンチ実測図	5
挿図-5 第3トレンチ実測図	6
挿図-6 第3トレンチ出土遺物実測図	7
挿図-7 第4トレンチ実測図	7
挿図-8 第5トレンチ実測図	8
挿図-9 第5トレンチ出土遺物実測図	9
挿図-10 第6トレンチ実測図	10

図 版 目 次

図版-1 遺跡の現風景	11
図版-2 第1, 2, 3トレンチの風景	12
図版-3 第3トレンチ遺構・遺物	13
図版-4 第4, 5トレンチの全景	14
図版-5 第5トレンチ及び出土遺物	15
図版-6 第6トレンチ及び近世墓	16

第Ⅰ章 調査の概要

トレンチ規模2m×10m四本を平坦部に、そして比高約2mの崖に幅2mのトレンチを二本設定して、遺構・遺物の検出を試みた。一部のトレンチでピット状遺構が検出された為、拡幅調査を実施してその遺構の性格を検討した。

以下、各トレンチについて簡単に記述する。

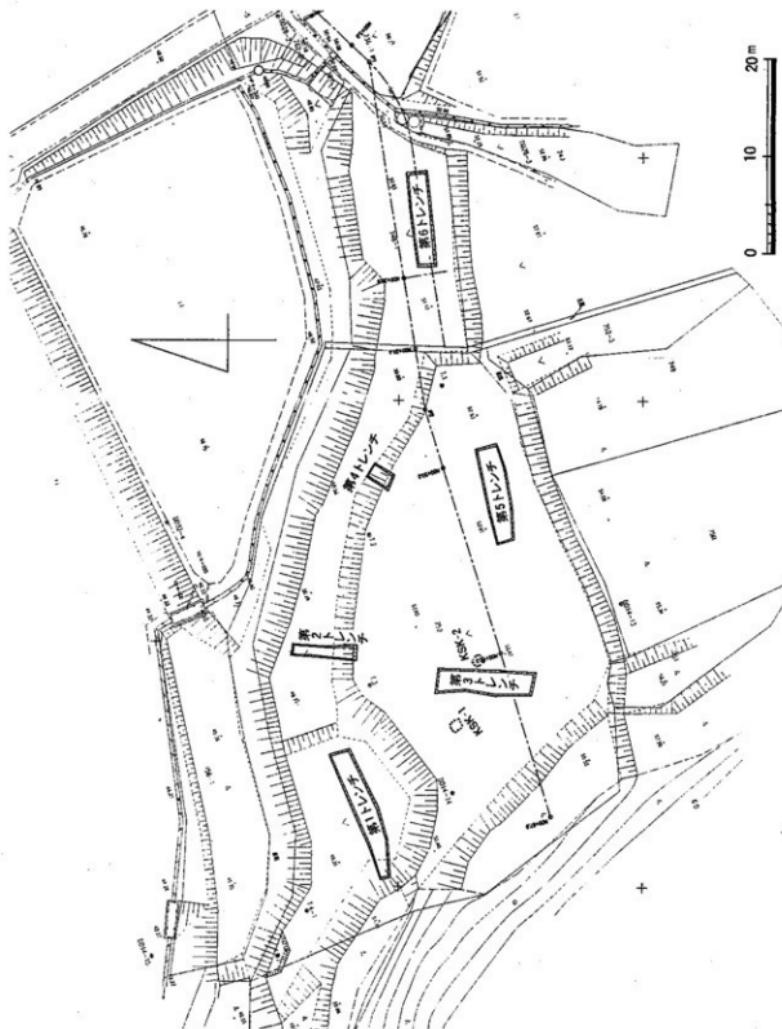
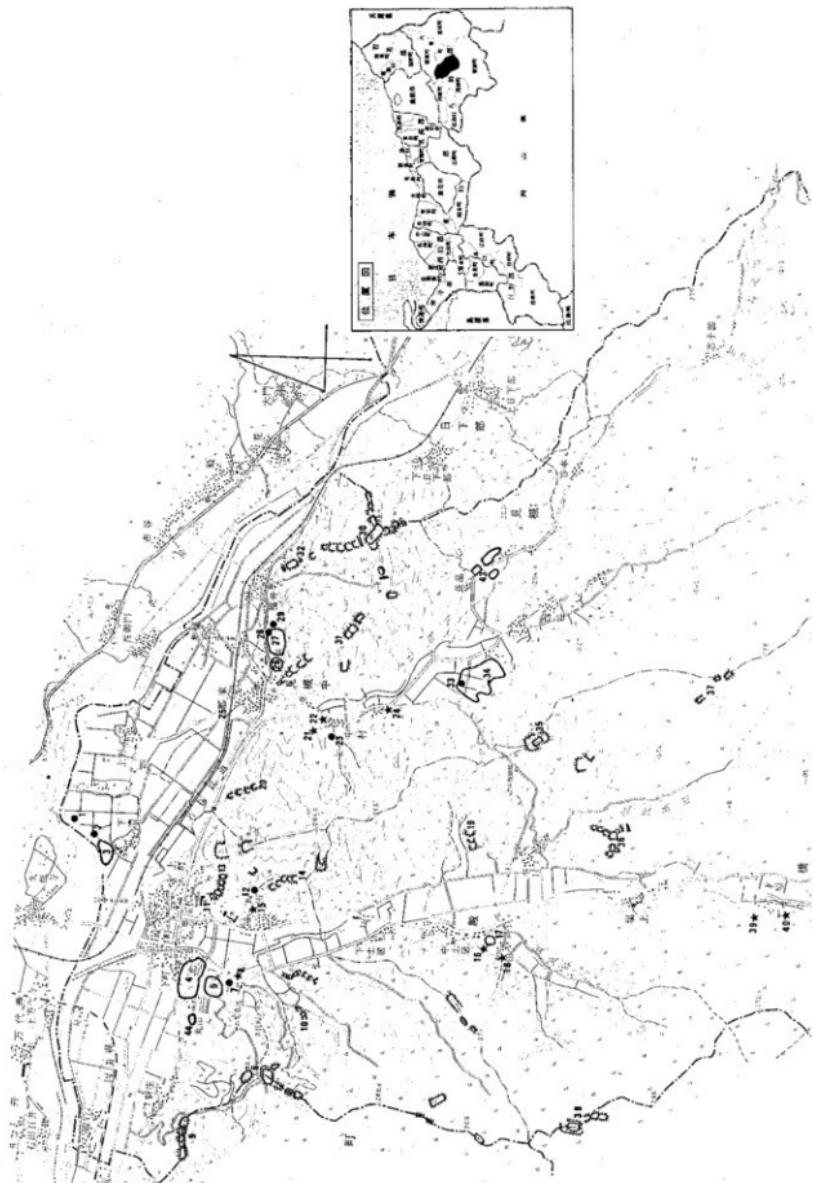


図-1 トレンチ分布図



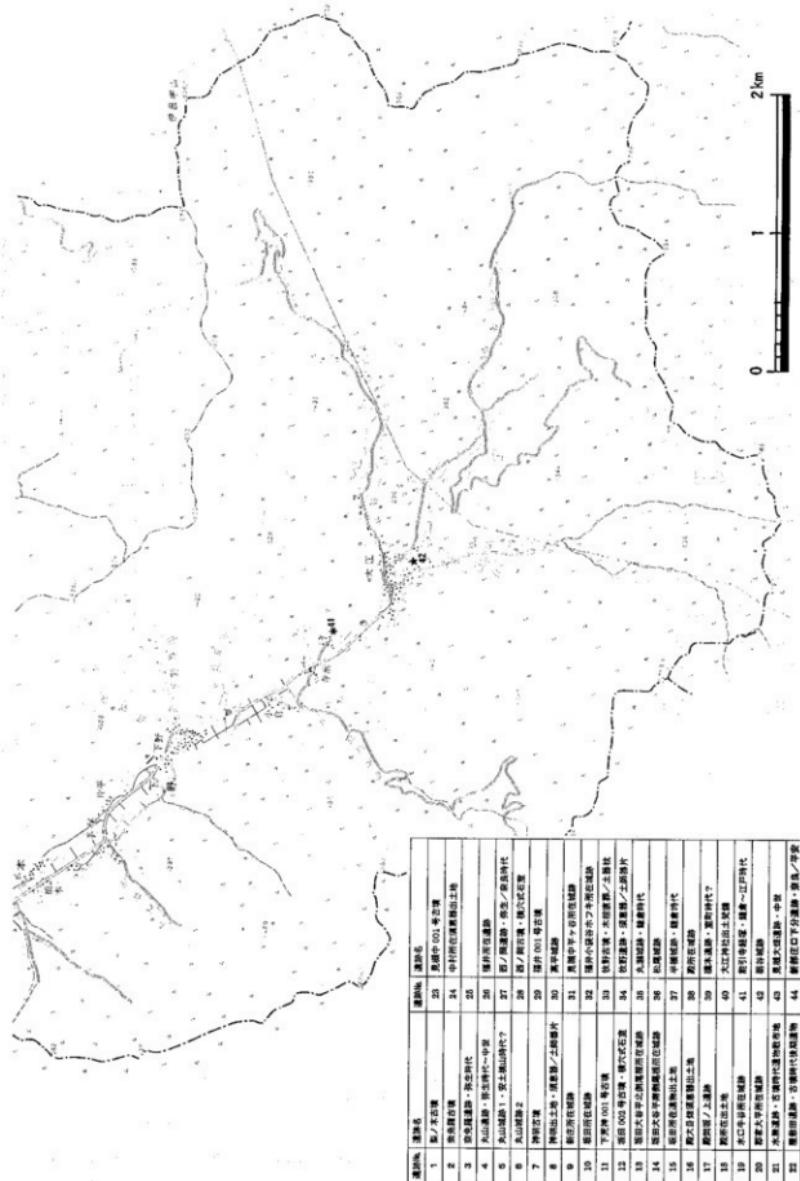


図-2 滝岡町内遺跡分布図

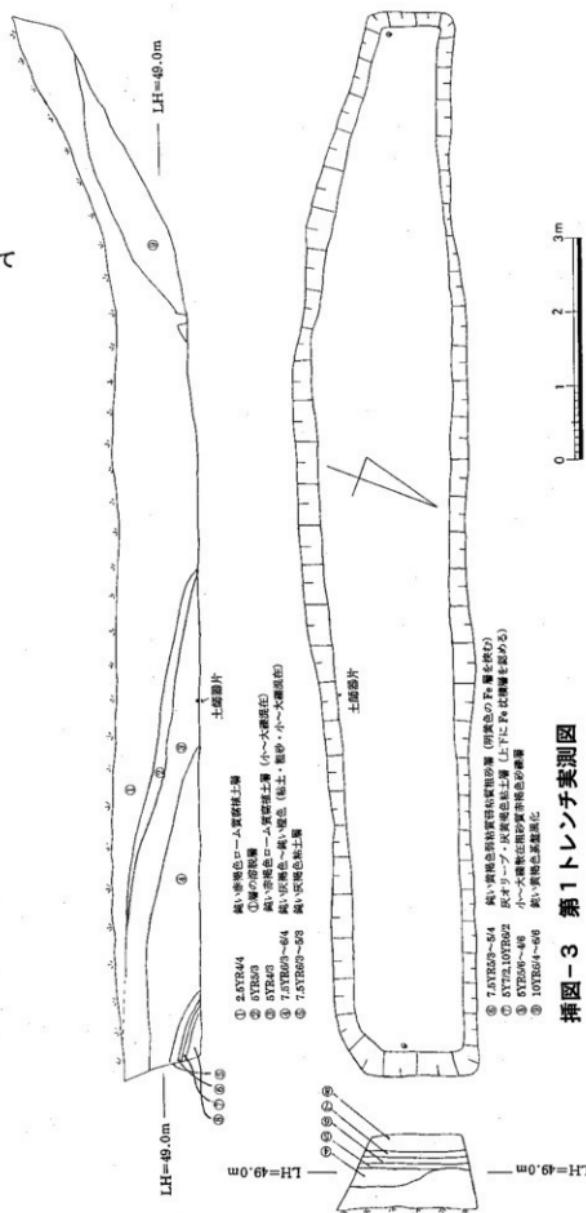
◎試掘調査の概略

新部庄口下分遺跡について6本のトレンチ調査を実施した。以下にその概略を列記する事とする。

1) 第1トレーニングについて

標高49m付近にあり上位の平坦面との比高は約2m、下位の水田面との比高は約4.5mを測る。幅2m・長さ10mのトレンチを設定したが、基盤岩との関連を見るため西方へ4m延長した。深さは約110cmまでを確認した。このトレンチを設定した所は幅員約3mで山裾をほぼ東西に走る道状地形の西延長線上にあり、やや広がって東西・南北に約10m四方の広さを有し作業小屋程度の建物ならば十分に建てられる面積がある。

調査の結果、トレーニング中央部・深さ110cmで肉厚の土師器小片を検出できた。また土層断面の観察では中央やや西寄り付近を中心とする埋谷状遺構がみられ、その埋積時期は土



插図=3 第1トレンチ実測図

師器出現以降が推定されるが、小片のため詳細な時期決定は困難である。

2) 第2トレンチについて

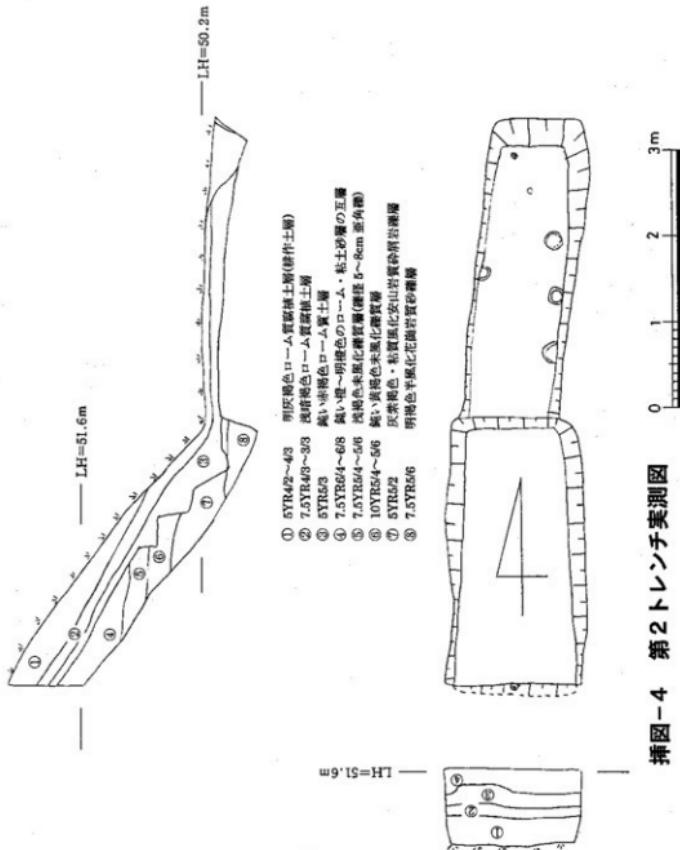
第1トレンチの東方10mに設定した幅1.5m・長さ6.5mの南北トレンチで標高50m地点にある。上面との比高約2mの崖状遺構の築造時期・性格をみるため、そして道状遺構の性格を確認する為に設定したトレンチである。

風化した第三紀基盤岩を段状に掘削した痕跡を感じるが、崖を段状に形成する意図を認めることは出来ない。また、人頭大の巨礫を認める事は出来るが崖積みする意図も無かったと推定する。

古代・中世の幅員3mの道路遺構ならば轍状遺構を残す地方幹道の可能性もあると考えたが、轍状遺構を検出する

ことは出来
なかつた。

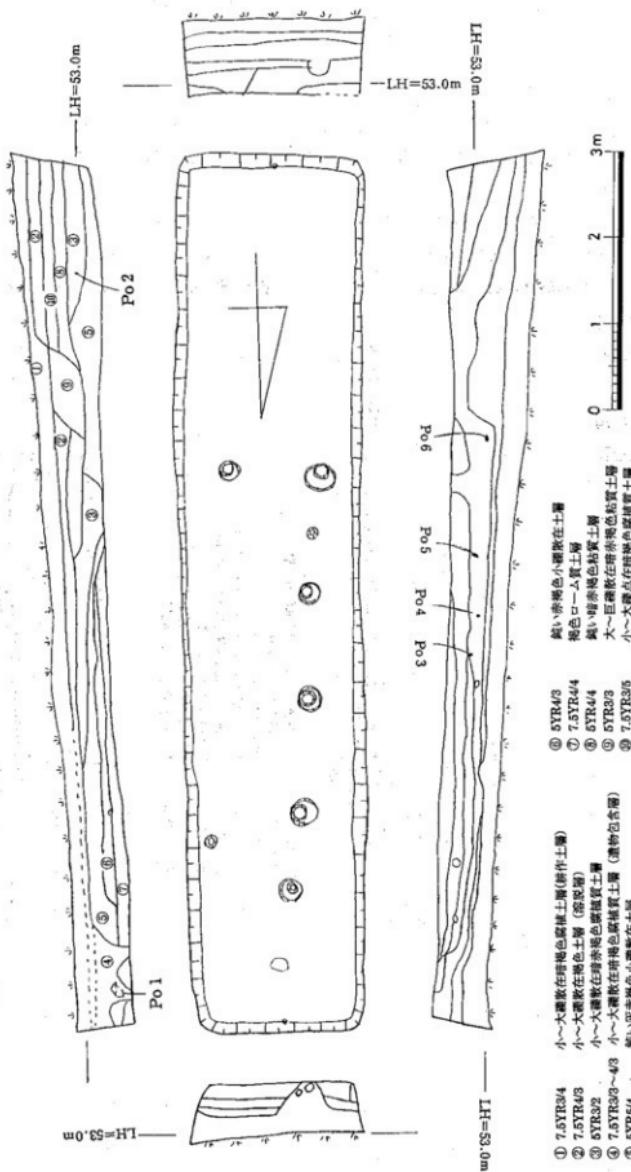
ビット状遺
構4個を確
認したが、
顯著な遺構
とは言えな
い。



挿図-4 第2トレンチ測量図

3) 第3トレチについて
幅2m・長さ10mの南北トレチで標高約53mに位置する。地表面からの深さは南方90cm・北方60cmで地山面となる。遺物包含層は地表下-30~50cm付近にあり、奈良・平安時代を思わせる土師器片や古墳時代後期の須恵器片を認めたが、東壁北部の深さ50cm付近で弥生時代後期の高杯々部片(Po-1)が出土している。

遺構としては8個のピット状遺構を検出したが、南北4間・東西2間以上を推定せる物であり、北端部で出土している巨礫もまた礫石の



挿図-5 第3トレチ実測図

可能性が考えられるものである。従つて、遺構としては弥生時代後期のものと奈良・平安期の掘立柱建物を考慮する必要を感じさせるトレンチである。

4) 第4トレンチについて

第2トレンチ同様に比高約2mの崖の性格を判断するために設定したトレンチである。地表面下40cmで地山層に達するが、その上位層に炭片の点在が確認され注意をする層相である。また第2トレンチ同様に段状の痕跡を検出するが、段築状遺構として認める事は出来ないものである。

5) 第5トレンチについて

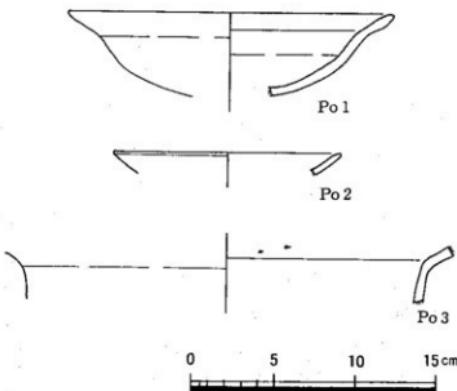
標高53mにある平坦面の東半部に設定した幅2m・長さ10mのトレンチである。径20~30cmのピット状遺構20個と径90cmの土壌状遺構2基そして径60cmの焼土壌状遺構1基を検出した。

ピット状遺構は東西棟あるいは南北棟を推定させるものであるが、その配列状況から少なくとも二時期の遺構が考えられるものである。

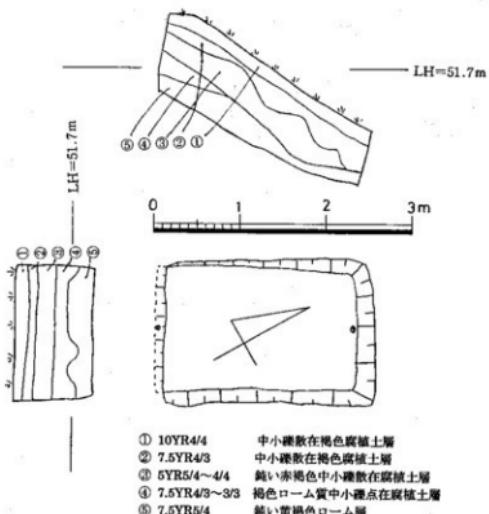
出土遺物としてはトレンチ内の西端部で検出された径約50cmの土壌状遺構から7世紀後半の須恵器坏片(Po-1)を検出しており、また排土内出土として古墳時代終末期の土師器小甕小片を2点確認している。

6) 第6トレンチについて

遺跡内の東端部に位置し標高51mの地点に入れた、幅2m・長さ10m・深さ110cmのトレンチである。層厚表土



挿図-6 第3トレンチ出土遺物実測図



挿図-7 第4トレンチ実測図

層 20cm の下位に斑紋集積層が見られ、その下位層以深の層相は土石流堆積物を想起させるものであり、人間の関与を認める事が出来ない層相を示している。従って、このトレーニング地点での遺構・遺物は検出されていない。

7) 小結として

この遺跡は「新部庄口下分」の字を冠する遺跡であり、莊園時代～中世前半期を想起させるものである。この字についてはより検討を要するものであり、遺跡調査も相応・慎重に対応する必要が感じられる遺跡である。

遺跡の時期幅としては、弥生時代後期・古墳時代後期・奈良／平安期・中世・鎌倉～室町期そして江戸時代前期頃が遺物から推定されるが、遺構としては奈良／平安期～中世の掘立柱建物が遺存している可能性が高いと考えられる。

今回のトレーニング調査では第3・5トレーニングの平坦面の北部に接する崖状遺構及び道状遺構については、その成形時期・性格を明確にする事ができない。しかし、この点については標高53m付近の平坦面にある遺構・遺物を詳細に検討することにより何らかの結論が導き出せるものと考えられる。

ともあれ、第1トレーニング・第

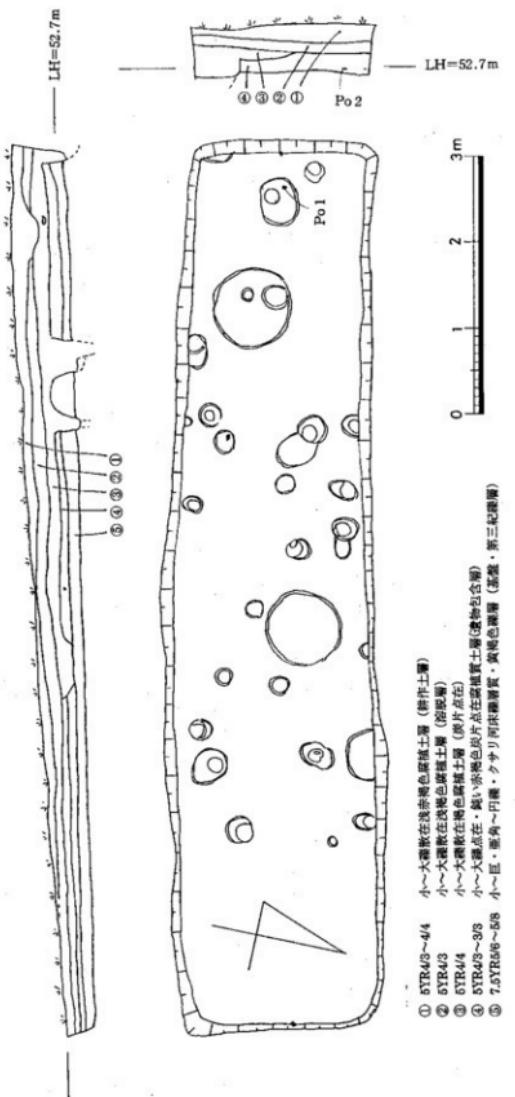


図8 第5トレーニング実測図

2トレンチ・第4トレンチ・第6トレンチでは顕著な遺構・遺物を検出する事は出来なかった。そして第3トレンチ・第5トレンチにおいてピット状遺構を検出し、掘立柱建物を推定する事が出来、またそれに伴なういくらかの遺物も確認する事ができた。

そこで最後にこの遺跡の時期が奈良・平安時代と鎌倉時代の所謂、中世前期を中心とする時代と考えられる処から、この遺跡の「字」について少しだけ触れておく事したい。

船岡町大字船岡地内には「新部荘」「新部庄」を冠する字が幾つか認められ、荘と庄の用法の差異から何らかの性格の相違が想定されるものの、荘園制に端を発した中世に成立した字名には変わりは無いものと思われる。そして「新部」なる字が部民制からきたものなのか、何に由来しているものなのか今のところ見当つかないが、おそらく重要な意味を含んでいるものと思われる。

調査地の字は『新部庄口下分』とあり、「下分」には対する言葉として「上分」「中分」が在るものと推定され、「新部庄口上分」が隣接する。この内「上分」については「神仏・聖なるものに捧げられる負担・初穂・租税」であろうとの見解が知られている。

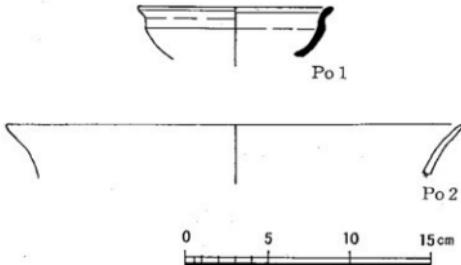
またその解釈が微妙に異なる可能性もあるが、曹洞宗の行鉢念誦の中に「上分三宝 中分四恩 下及六道 皆同供養」の句が見られ、下分は六道に及ぶ、六道つまり①地獄界・②餓鬼界・③畜生界・④修羅界・⑤人間界・⑥天界の「六道に及ぶ負担」と解しては如何であろうかと思います。

つまり『新部庄口下分』とは、「新部庄」の「出入口」に位置する所にあり、下分=六道に捧げる負担を賄う所・生産する所と解する事が出来るかと思います。しかし、この遺跡は作物を生産する生産遺跡の性格を有するかといえば、そうではなくて、今の処は掘立柱建物が考えられる居住区としての性格が推定されると思います。

ともあれ、「上分」「下分」の字の存在は船岡地区の中世社会に負担の名目を有する種明確にした租税・負担が存在した事を示唆するものと考えられ、その制度あるいは慣習を管理・掌握した階層はどの様なものなのか、『新部庄』造営に関わった人達とは如何なる性格を有していたのだろうか。

正応六年(1293)の事として鎌倉幕府より、「船岡郷の半分を巣島社へ寄進」あるいは「船岡郷新庄村の半分を異国調伏料として安芸国巣島社へ寄進」などという記録があるが、船岡郷の半分とは何処に相当するのか。あるいは新庄村の半分とはどこなのか。この遺跡の位置する「新部庄口下分」は巣島社へ寄進されたのか。この地域は中世初期より国衙領として存在していたものと推定される中で、中世社会の変貌とともにその支配体制が変質していくものと思われるが、字として遺存する「上分」「下分」の存在は、異国調伏料として寄進され易い名目の地域であったと考えられる。

中世の因幡を考える時、この大字船岡の位置する処は大きなものがあり、「新部庄口下分」遺跡東方に



挿図-9 第5トレンチ出土遺物実測図

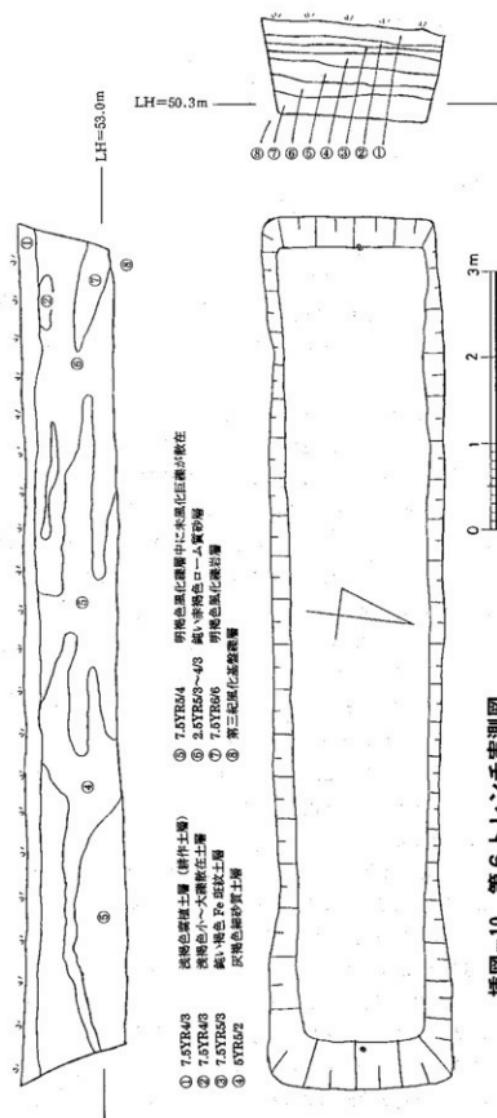
挿図-10 第6トレンチ実測図

隣接する丸山遺跡からは中世土鍋・土釜・小皿などが多量に出土しており、また町内には中世に遡る砦・郭城址が丘陵・尾根上に散在している。

新部庄口下分遺跡の示唆するものは郷土の歴史を再発見させるものであり、より注意深い資料調査をもとした発掘調査が望まれる遺跡と言える。

この遺跡から北方を眺めると盡石山が前面に広がり、その南麓には西方から土師百井廃寺、中央には八上郡衙の在った万代寺、東方に久能寺と三ヶ寺の寺名が遺存する。新部庄口下分遺跡を考える時にはこの前面に広がる八上郡衙の事を考えながら遺跡の存在価値を考えなければならない。

莊園の造営者・庄園の經營・管理をした支配層。あるいは「上分」「下分」の使途の明確な負担・租税のある中世社会を考えさせる遺跡として新部庄口下分遺跡は重要な価値を有する遺跡と言える。



図版1 遺跡の現風景



東方から崖状地形を見る



南方から平坦部西側を見る



比高約2mの崖状地形を見る



東方から崖状地形東部を見る



西方から崖状地形中央部を見る



東方から見た遺跡の全景

図版2
第1・2・3トレンチ風景



第1 トレンチ全景（西方から）



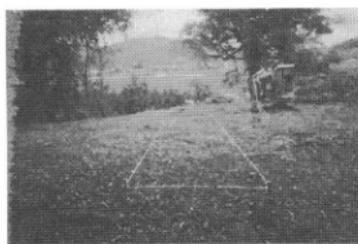
第1 トレンチ遠景（東方から）



第2 トレンチ崖面部（北東方から）



第2 トレンチ北半部（南方から）

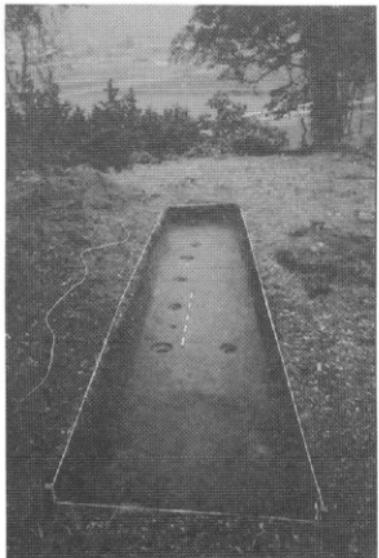


第3 トレンチの設定（南方から）

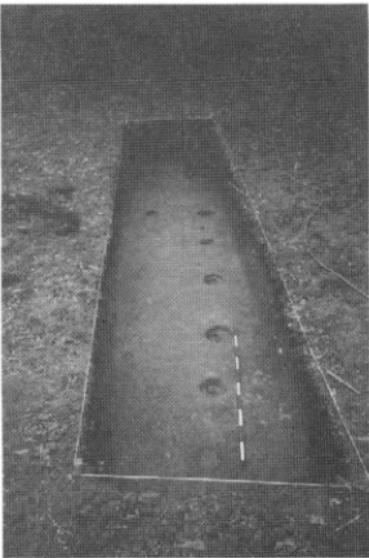


第3 トレンチ作業風景（南方から）

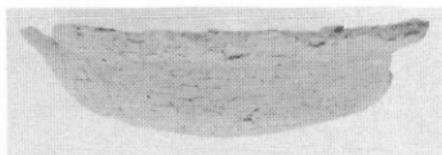
図版 3 第3トレンチ遺構・遺物



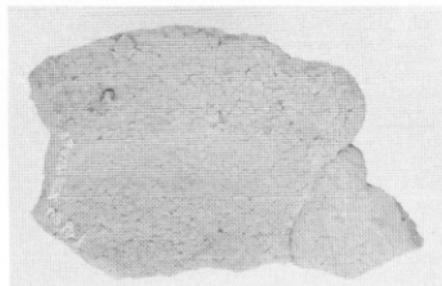
第3トレンチ全景(南方から)



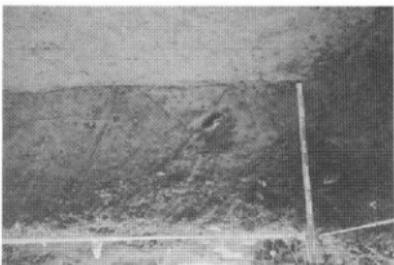
第3トレンチ全景(北方から)



T-3、Po 1



T-3、Po 1



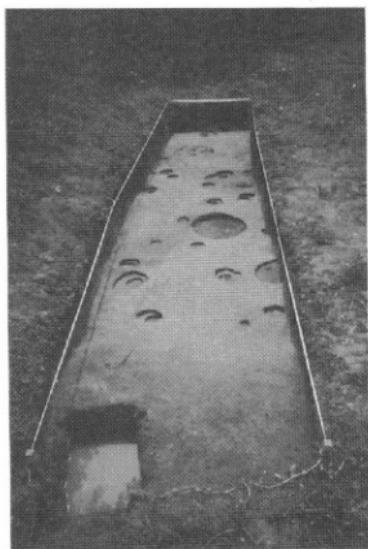
第3トレンチ内、Po 1 出土状況



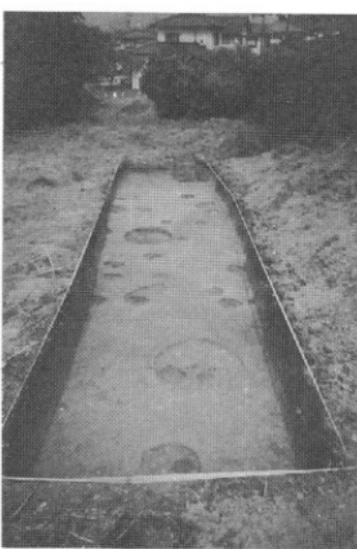
第4 トレンチ全景(北東方から)



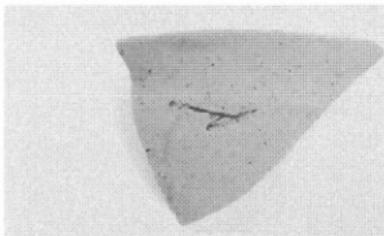
第4 トレンチ南半部(北方から)



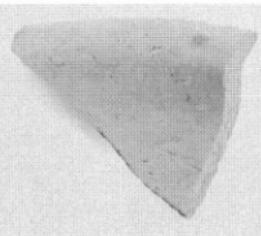
第5 トレンチ全景(東方から)



第5 トレンチ全景(西方から)

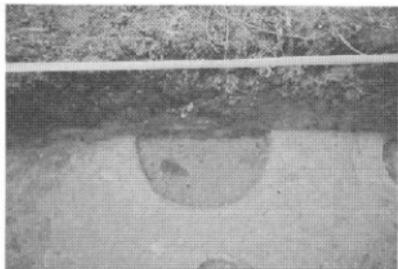


T-5、Po 1

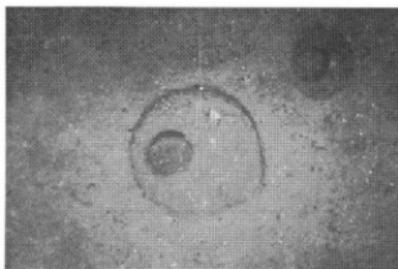


T-5、Po 1

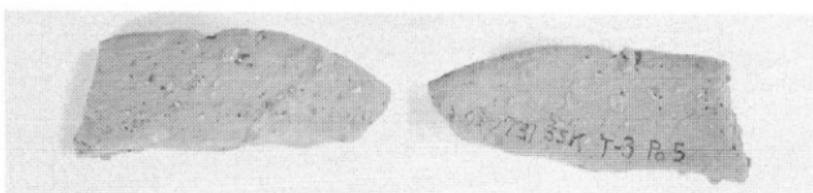
図版5 第5トレンチ及び出土遺物



第5トレンチ焼土検出状況

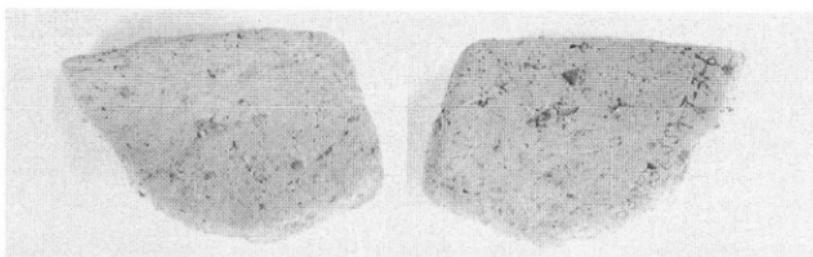


第5トレンチ内、ピット検出状況



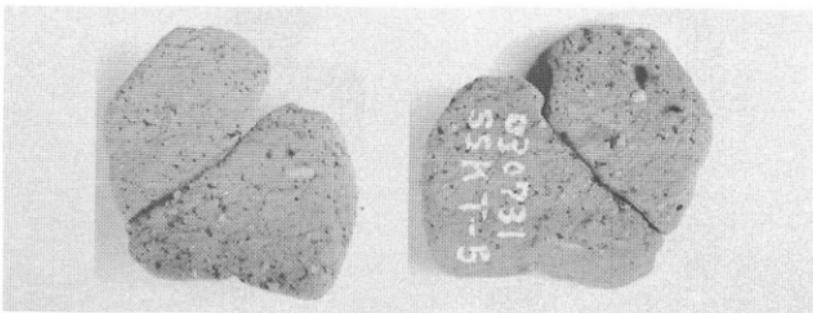
T-3、Po 2

T-3、Po 2



T-3、Po 3

T-3、Po 3



T-5、Po 2

T-5、Po 2

図版 6 第6トレンチ及び近世墓



第6トレンチ東半部(北西方から)



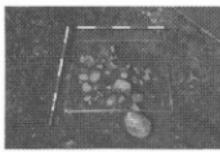
第6トレンチ西半部(北東方から)



KSK-1(南方から)



近世墓-1 出土状況(南方から)



KSK-2(北方から)



近世墓-2 出土状況(北方から)

鳥取県八頭郡船岡町
新部庄口下分遺跡試掘調査報告書

発行 平成 16 年 3 月 (2004)
発行者 鳥取県八頭郡船岡町船岡 539
船岡町教育委員会
編集 鳥取県八頭郡船岡町船岡 539
船岡町教育委員会
印刷 第一印刷有限会社
〒680-0804 鳥取県鳥取市田島 441
TEL 0857-22-0666